|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 久米田高等学校 | 　備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄していた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 品種 | 品目 | 当初受入年月日 | 数量 | 金額 |
| 商品名 |
| 機械器具類 | ОＡ機器類 | 平成24年７月３日 | １ | 227,220円 |
| レーザープリンター（カラー） |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（不用の決定及び不用品の処分）第87条 知事又は第３条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。 |
| 措置の内容 |
| ｖ過去に公表済みの措置報告書を参考に、措置の内容を記載してください。過去に公表済みの措置報告書を参考に、措置の内容を記載してください。不用決定を行わずに廃棄した当該備品については、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。不用決定を行わずに廃棄した原因については、担当者が不用決定の手続を失念したためである。再発防止に向けて、関係職員に対し、備品廃棄時の留意点及び手続について周知を行った。今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。 |

備品管理の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年１月12日）